

① 受付

虐待通告を聴取した後は、直ちに、複数の職員により受付会議を開催

① - 1 子どもの安全確認の方法を検討する。

「いつ、どこで、だれが、どんな体制で、どのような目的で、どのように行うか」

① - 2 児童相談所への通告送致の必要性について判断する。

緊急度が明らかな場合は、児童相談所に通告送致を行う。

② 初期調査（情報収集）と安全確認 ⇐ 同時並行で行う。

② - 1 情報収集

関係機関に対し、子どもならびに世帯の情報を収集

- ・ 庁内 ⇒ 世帯構成、家族関係、世帯の収入面の情報
- ・ 保健師 ⇒ 母子保健関係の情報、健診、予防接種の受診、過去の関わり
- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園、学校
 - ⇒ 子どもの生活状況、親に関する情報、費用の滞納等に関する情報
- ・ 民生委員児童委員 ⇒ 世帯の生活状態、近所付き合いの情報
- ・ 医療機関 ⇒ 受診状況の情報
- ・ 児童相談所 ⇒ 児童相談所での取り扱いの有無に関する情報

② - 2 安全確認の方法

面接、家庭訪問 ⇒ 子どもの状態を確認する、親の子どもへの関わり

- a. 子どもの当面の安全を推測
- b. 児童相談所へ通告送致の必要性の有無

③ 受理会議（アセスメント）と支援計画（プランニング）

③ - 1 受理会議（アセスメント = 評価）

- ・ 子どもの安全確認の後、すみやかに、受理会議を行う。
- ・ 安全確認での状況等から、子どもの安全についての緊急度合い、介入の必要性等をアセスメントし、児童相談所に通告送致が必要かどうか検討。
- ・ 保護者の養育能力や現在の養育上の問題、保護者をとりまく親族や友人、関係機関との関わりから期待できる支援内容をアセスメントする。
 - ⇒ 当面の支援を決定
 - ⇒ 世帯理解や支援のために今後調査する内容等も検討
- ・ 要支援の場合
 - ⇒ 家庭訪問、来所相談による面接を実施
 - ⇒ 生育歴の聴き取り、ジェノグラム作成
 - ⇒ 学校、保育園等、病院など子どもの関係機関から詳細な情報を収集。

③ - 2 支援計画の策定 (プランニング)

支援が必要と判断された場合

- ⇒ 支援目標を設定、支援の具体的方法と役割分担を検討
検討会議：要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議」を行う。
- ⇒ 個別ケース検討会議
 - a.情報の共有 b.課題の明確化 c.対応と役割分担 d.今後の支援の確認

④ 支援実践と支援評価 (モニタリング)

④ - 1 定期的な支援評価

支援計画の進捗の成果をチェックする。

⇒支援の進み具合によって、別の方法が必要かどうかを検討

④ - 2 実務者会議 (2ヶ月に1回定期的に開催)

- ・ ケースの進行管理は、子育て支援課の役割(=要保護児童対策地域協議会調整機関)
- ・ 要保護児童対策地域協議会「実務者会議」の役割は、支援ケースの総合的把握、支援評価 (例:ケースの状況報告、主担当機関の確認、支援方針の見直し、情報交換や個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討。)

⑤ 終結 (クロージング)

支援は目標の達成とともに終結

終結は全ての関係の打ち切りではなく、1つの区切り

⑤ - 1 終結の判断

判断は実務者会議で行うことが望ましい。

課題の克服と目標の到達度を確認し、終結の判断

⑤ - 2 世帯の転居にともなう引継ぎと終結

他市町村に転出⇒ 速やかに転出先の市町村に「情報提供」

⑤ - 3 最終面接

終結 ⇒ 突然に告げるのではなく、ある程度余裕をもって事前に告げ、これまでのプロセスを振り返れるようにする。

極力、家庭訪問などで直接、保護者と面接し、援助の終結を伝える。